

一般社団法人日本フライングディスク協会 運営資金積立金管理規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本フライングディスク協会（以下「本協会」という。）は、定款第4条に規定する事業の円滑な運営に資するため、運営資金積立金（以下「積立金」という。）を設置する。

(積立金)

第2条 積立金の額は、3,000,000円とする。

2 積立金から生ずる収益は、当該年度の本協会予算に計上するものとする。

(積立金の使途)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、積立金を支出することができる。

- (1) 資金不足が生じ、運営に支障が生じた場合
- (2) その他理事会が必要と認めた場合

(積立金の復元)

第4条 前条の規定に基づき支出した積立金は、収支状況を考慮して事業の推進に支障のない範囲で速やかに復元しなければならない。

(管理)

第5条 積立金の管理は、会長がこれを行う。

(会計)

第6条 積立金は一般会計に属するものとし、執行の状況を総会において報告するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、積立金に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成28年6月11日から施行する。